

適正取引およびパートナーシップ推進方針

特定非営利活動法人ふるさと未来創造堂（以下、当法人）は、地域の未来を創る教育および防災活動を通じ、持続可能な社会の実現を目指しております。当法人が提供するサービスの質を安定的かつ継続的に維持・向上させるため、2024年11月施行のフリーランス・事業者間取引適正化等に関する法律（取引適正化法）、下請代金支払遅延等防止法（下請法）、および関連法令を遵守し、すべての発注者（行政機関・民間企業等）ならびに受注者との間に、対等で透明性の高いパートナーシップを構築することをここに宣言いたします。

当法人が業務を受託する際、以下の基本方針に則り適正な取引を実施いたします。関係各位におかれましては、本方針へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務範囲の書面（電磁的記録を含む）による明確化

- 契約締結前に、仕様書や発注書等において、業務の目的、具体的な内容、責任範囲、納期、および報酬額を明確に定めます。
- 「その他必要と認められる業務」等、範囲が曖昧な記載に基づく無償での追加業務はお受けいたしかねます。仕様書に明記されていない業務が発生した場合は、速やかに協議の場を設け、必要に応じて書面による仕様変更および追加費用の合意を行った上で着手いたします。

2. 役割分担の明確化と主体性の尊重

- 官民協働事業や委託事業等において、本来「発注者が主体として担うべき役割・責任（行政施策の説明や、発注者固有の業務等）」を当法人が代替することは、原則としてお断りしております。
- 当法人は、専門的知見に基づく支援・調整・実務遂行に専念し、双方がそれぞれの責任範囲を全うすることで、対象者（地域住民や学校等）へ最適な価値を提供いたします。

3. 成果品および修正対応の明確化

- 成果品（印刷物、データ、報告書等）の作成を伴う業務において、当初の契約や見積もりの範囲を超える大幅な仕様変更、または度重なる修正依頼（デザインの抜本的変更、テキストの大幅な追加・改稿等）については、別途追加費用をご請求させていただく、あるいは対応をお断りする場合がございます。

4. 予算減額・変更時の仕様再構築

- 当初の見積もりから予算が減額された場合、予算規模に応じた適正な業務内容および仕様へと再構築を行うための協議を必須とさせていただきます。

制定日：令和8年3月1日

特定非営利活動法人ふるさと未来創造堂

理事長 澤田 雅浩

